



山火事予防について

例年、3月～5月は、一年で最も山火事発生の危険性が高い時期です。この時期は、降水量が少なく空気が乾燥していること、風の強い日が多いこと、そして山菜採りや森林レクリエーションなど入山して火を使うことが多くなるのが原因と考えられます。

山火事の件数は減少傾向にあります。昨年は岩手県釜石市で、400haを超す大規模な火災も発生しました。貴重な資源である森林は、一度焼失すると、再生するまでに時間を要するだけでなく、土壌の保水能力の低下を招き、台風や集中豪雨などの

大雨により、土砂崩れなどの自然災害が誘発され、大きな被害が起こり易くなる恐れもあります。

災害はいつ襲ってくるかわかりません。万が一の備えとして、ぜひ森林保険にご加入ください。

最近5ヶ年の保険金支払額(火災)

年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
件数	49	24	180	16	16
保険金 (万円)	1,341	524	15,658	432	437

※平成26年は、群馬県桐生市で大規模な山火事が発生したことから、特に保険金支払額が多くなっています。

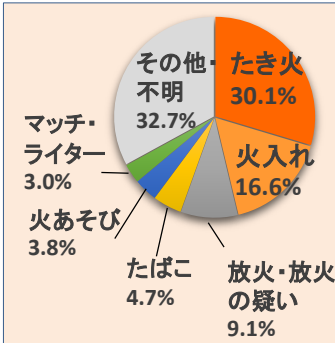
平成30年全国山火事予防運動について

林野庁では、「平成30年全国山火事予防運動」を3月1日～7日にかけて実施します。

今年の統一標語は、

「小さな火 大きな森を 破壊する」です。

山火事の大部分は、一人ひとりの注意で防ぐことができます。人命や財産を火災から守るため、火気の取り扱いには十分注意しましょう！



林野火災の出火原因 (平成28年 全1,027件の内訳) 消防庁統計資料を基に作成

ドローンの活用に向けて

森林保険センターでは、損害調査における被害状況の把握に活用するため、ドローンの実証実験を行いました。次号と2回に分けてご紹介します。

ドローンの実証実験(鹿児島県)について

平成29年10月、損害保険ジャパン日本興亜(株)、鹿児島県森林組合連合会の御協力により、ドローンの実証実験を実施しました。

具体的には、水害箇所や新植造林地において、

- ①概況調査(被害箇所は保険契約箇所か? 事故態様は確認できるか?)
 - ②損害区域測量(面積計測の精度は? 図上計測の留意点は?)
 - ③標準地調査(今回は代替地調査。幼齡林は本数、壮齡林は本数と併せて胸高直径の計測)
- について行いました。



▲ドローンで撮影した画像から作成したオルソ化画像

ドローンは、廉価版のファントム3の外、高性能なものも含めて4機種を使用しました。

実証実験の結果、廉価版のファントム3でも、水害等損害区域が明瞭で全損であれば、上記の①～③の調査で、概ねドローンの活用が可能であることが確認できました。



▲ドローンを操作している様子

なお、壮齡林の標準地調査については、引き続き検証を行う必要があると考えています。

森林保険Q&A



しつもん

損害発生通知は、書面でなければなりませんか？

通知を書面としてしているのは、内容や通知の日付をめぐって後日争いが起きないようにするためです。例えば、保険金の支払い請求には時効があり、一定の年月を過ぎると請求ができなくなりますが、時効前に損害発生通知の書面が受理されれば、保険金請求に問題ありません。内容や通知の日付を確定させるために必要なものとなっており、書面でお願いしています。